



令和8年8月28日

障害者雇用率の算定誤りについて

本市教育委員会の障害者雇用率の算定にあたり、旧除外職員の取り扱いを誤認したことによって、これまで報告した障害者雇用率に誤りがあったことが判明いたしました。

障害者雇用を率先して推進すべき行政機関として、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げますとともに、今後は再発防止に向けて、確認チェック体制の強化等に取り組んでまいります。

記

1 概要

令和3年から令和7年までの障害者雇用率の算定において、旧除外職員の取り扱いを誤認し算定対象外となるべき職種を計上したため、当該期間の障害者雇用率を実際より高く算定していたものです。これによって、修正前は雇用者数が充足しておりましたが、修正後は令和5年から令和7年の法定雇用率を達成するために必要な雇用者数に1人の不足が生じることになったものです。

2 原因

厚生労働省職業安定局から発出されている通報手引及び関係資料の確認が不十分であったことにより、旧除外職員（教育職員分）の取り扱いを誤り、算定対象外である職種（学習支援員や校務等）を計上していたことが原因です。

3 障害者雇用率、不足数の修正

	区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
修正前	障害者雇用率	2.87%	2.33%	2.32%	2.42%	2.45%
	不足数	0人	0人	0人	0人	0人
修正後	障害者雇用率	2.57%	2.08%	2.07%	1.97%	1.91%
	不足数	0人	0人	1人	1人	1人

※宮城労働局には令和8年7月29日付けで修正報告済。

4 再発防止策

通報手引き等に基づく集計手順を再確認するとともに、複数名によるチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

〔問い合わせ〕
教育委員会教育部 教育総務課
課長 遠藤 林市
TEL：0220-34-2670（直通）